

令和元年岳南排水路管理組合議会臨時会（6月）会議録

令和元年6月7日（金）

1 出席議員（10名）

1番 須藤 秀忠 議員
2番 米山 享範 議員
3番 川窪 吉男 議員
4番 吉川 隆之 議員
5番 荻田 丈仁 議員
6番 杉山 諭 議員
7番 山下いづみ 議員
8番 萩野 基行 議員
9番 中村 憲一 議員
10番 齋藤 和文 議員

2 説明のため出席した者（8名）

管 理 者 小長井 義正 君
副 管 理 者 仁藤 哲 君
富士市上下水道部長 諏訪部 浩康 君
富士市産業経済部長 山田 教文 君
富士宮市水道部長 横山 真二 君
局 長 渡辺 孝 君
参事兼施設課長 山本 太 君
総務課長 根上 忠記 君

3 出席した事務局職員（4名）

管 理 係 長 小泉 大輔 君
庶務係長 後藤 洋幸 君
庶務係主査 渡邊 友貴 君
庶務係主事 佐野 光則 君

4 議 事 日 程 (第1号)

日程第1 議長選挙について

5 議 事 日 程 (第1号-2)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長選挙について

日程第5 議第1号 岳南排水路管理組合の議会議員等の報酬及び費用
弁償に関する条例及び岳南排水路管理組合の特別
職の職員の手当及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例制定について

日程第6 議第2号 岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例
の一部を改正する条例制定について

日程第7 議第3号 岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を
求めることについて

午前10時 開 会

○総務課長（根上忠記君） 会議に先立ちまして、お願い申し上げます。本日、議会開催中に、管理組合広報紙用及び報道機関の写真を撮らせていただきます。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、当組合議会議員の改選後初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、須藤秀忠議員が年長議員でありますので、ご紹介いたします。須藤議員、議長席へお願いいたします。

（臨時議長、議長席に着席）

○臨時議長（須藤秀忠議員） 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました須藤秀忠であります。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第1 議長選挙について

○臨時議長（須藤秀忠議員） 日程第1 岳南排水路管理組合議会議長選挙を行います。お諮りいたします。

議長選挙の方法についてご意見を求めます。

○10番（齋藤和文議員） 議長。

○臨時議長（須藤秀忠議員） 10番 齋藤和文議員。

○10番（齋藤和文議員） 当組合議会の議長は、今まで富士市選出議員のうちから選出をしております。今回も同様に、議長は富士市選出議員のうちから選出願いたく、富士市議員の皆様のご相談により指名推選されますよう、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○臨時議長（須藤秀忠議員） ただいまお聞きのとおり、議長については富士市選出議員の中から選出願、選挙の方法は指名推選で行われたいのご意見がありました。さよう決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、議長については富士市選出議員の中から選出願、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

では、富士市選出の議員の方々のご相談を願います。

暫時休憩します。

午前10時3分 休憩

午前10時6分 再開

○臨時議長(須藤秀忠議員) それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

では、どなたか相談の結果のご報告をお願いいたします。

○3番(川窪吉男議員) 議長。

○臨時議長(須藤秀忠議員) 3番 川窪吉男議員。

○3番(川窪吉男議員) 議長には、米山享範議員を指名いたします。

○臨時議長(須藤秀忠議員) お聞きのとおり、議長に2番米山享範議員をとのご推薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました米山享範議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって米山享範議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました米山享範議員が議場におられますので、本席から会議規則第18条第2項の規定による告知をいたします。

米山享範議員、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

2番 米山享範議員。

○2番(米山享範議員) 議長に推薦していただきまして、大変ありがとうございました。実は私も岳南排水路管理組合の議員は2回目でございます、管理者であります小長井市長と10数年前に岳排の経験がございます。当時と違いまして、今は随分製紙工場も減ってきました。そういう中で、今以上にスムーズな議会運営を議員各位の皆さんに協力をいただきまして行いたいと思いますので、何とぞ議員各位におかれましては、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

○臨時議長(須藤秀忠議員) ありがとうございました。

これで私の臨時議長の職務を終わらせていただきます。

議長、議長席へお着き願います。よろしくお願ひします。

(臨時議長、新議長と議長席交代)

○議長(米山享範議員) それでは、引き続き、お手元に配付いたしてあります議事日程に従い会議を続けます。

日程第1 議席の指定

○議長(米山享範議員) 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により議長において指定いたします。

議席については、ただいまご着席願っております議席とし、その番号及び議員氏名を局長から報告いたさせます。

○局長(渡辺 孝君) 議長。

○議長(米山享範議員) 局長。

○局長(渡辺 孝君) それでは、議席の番号及び議員氏名をご報告いたします。

1番 須藤 秀忠 議員	2番 米山 享範 議員
3番 川窪 吉男 議員	4番 吉川 隆之 議員
5番 荻田 丈仁 議員	6番 杉山 諭 議員
7番 山下 いづみ 議員	8番 萩野 基行 議員
9番 中村 憲一 議員	10番 齋藤 和文 議員

以上でございます。

○議長(米山享範議員) 報告を終わります。

ただいま報告いたしましたとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(米山享範議員) 日程第2 会議録署名議員の指名であります。会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

3番 川窪 吉男 議員

4番 吉川 隆之 議員

以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長(米山享範議員) 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 副議長選挙について

○議長(米山享範議員) 日程第4 岳南排水路管理組合議会副議長選挙を行います。

副議長選挙の方法についてご意見を求めます。

○10番(齋藤和文議員) 議長。

○議長(米山享範議員) 10番 齋藤和文議員。

○10番(齋藤和文議員) 副議長につきましても、議長と同様に、今まで富士市選出議員から選出をされておりますので、今回もそのようにお願いをしたいと思います。

なお、選挙の方法につきましても、指名推選によりお願いをいたします。

○議長(米山享範議員) ただいまお聞きのとおり、副議長については富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法は指名推選で行われたいのご意見がありました。さよう決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって副議長選挙については富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法については指名推選で行うことに決しました。

では、富士市選出議員の方々のご相談を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午前10時13分 再 開

○議長(米山享範議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、どなたか、ご相談の結果のご報告をお願いいたします。

○3番(川窪吉男議員) 議長。

○議長(米山享範議員) 3番 川窪吉男議員。

○3番(川窪吉男議員) ただいま審議をいたしました、副議長には6番杉山諭議員を推薦いたします。

○議長(米山享範議員) お聞きのとおり、副議長に6番杉山諭議員とのご推薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました6番杉山諭議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま推薦されました杉山諭議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました杉山諭議員が議場におられますので、本席から会議規則第18条第2項の規定による告知をいたします。

杉山諭議員、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○6番(杉山 諭議員) 議長。

○議長(米山享範議員) 6番 杉山諭議員。

○6番(杉山 諭議員) ただいま副議長にご推薦いただきました杉山諭です。米山議長を補佐して、活発な議論、そしてスムーズな議会運営ができますように頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(米山享範議員) 副議長就任の挨拶を終わります。

それでは、ここで管理者から議員各位に対し、ご挨拶並びに当局側の出席説明者の紹介をいたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

○管理者(小長井義正君) 議長。

○議長(米山享範議員) 管理者。

○管理者(小長井義正君) お許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

本日、富士、富士宮両市の市議会議員任期満了等に伴い、本組合議会議員に選出された皆様にご参集いただき、臨時会が開催できましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

また、先ほどの正副議長選挙におきましては、議長に米山享範議員、副議長に杉山諭議員が当選され、まことにおめでとうございます。

今後とも岳南排水路の管理運営につきまして、一層のご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

ご案内のとおり、岳南排水路は、富士市、富士宮市に集積する紙・パルプ産業を主とする工場排水の専用下水道で、下水道法に基づく都市下水路として維持管理している施設であります。また、現在の管路延長は約38キロメートル、使用工場は87工場で、年間総排水量は約2億4,081万立方メートル、1日平均にいたしますと約70万立方メートルを排出しております。この施設は、昭和26年に静岡県が事業主体として建設を開始し、現在に至るまで、紙・パルプを初めとする地域産業を支えるとともに、市民の生活環境の

維持保全にとって重要な役割を担ってまいりました。これから施設の多くが耐用年数を迎えることとなりますが、令和の時代、さらにその先の将来に向かって十分に機能を維持していくため、引き続き計画的に老朽化対策を講じるなど、適切な維持管理の推進に、なお一層の努力を傾注してまいり所存であります。議員各位におかれましても、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案申し上げ、ご審議を賜ります議案の大要につきまして説明申し上げます。

最初に、議第1号岳南排水路管理組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び岳南排水路管理組合の特別職の職員の手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議員等の費用弁償及び特別職の職員の旅費におきまして、日当を廃止し、それにかえて旅行諸費とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議第2号岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、消費税法等の改正に伴い、岳南排水路使用料等につきまして、所要の改正を行うものであります。

議第3号であります。この案件は人事案件でありますので、後ほど上程いたしました際、改めて説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、上程案件につきまして概要のみ申し上げますが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

なお、引き続き、本日出席の説明員を副管理者から紹介させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○副管理者（仁藤 哲君） 議長。

○議長（米山享範議員） 副管理者。

○副管理者（仁藤 哲君） それでは、お手元に配付いたしてございますが、私から本臨時会に説明員として出席いたしております職員の紹介を申し上げます。

まず、事務局から紹介をさせていただきます。

局長の渡辺孝。

○局長（渡辺 孝君） 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 参事兼施設課長の山本太。

○参事兼施設課長（山本 太君） 山本です。よろしくお願い致します。

○副管理者（仁藤 哲君） 総務課長の根上忠記。

○総務課長（根上忠記君） 根上です。よろしくお願いします。

○副管理者（仁藤 哲君） 次に、当管理組合の構成市の関係部長として、富士市から上下水道部長の諏訪部浩康。

○富士市上下水道部長（諏訪部浩康君） 諏訪部です。よろしくお願いします。

○副管理者（仁藤 哲君） 同じく産業経済部長の山田教文。

○富士市産業経済部長（山田教文君） 山田です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 富士宮市から水道部長の横山真二。

○富士宮市水道部長（横山真二君） 横山です。よろしくお願いします。

○副管理者（仁藤 哲君） 私、副管理者の仁藤哲でございます。

以上で紹介を終わります。

○議長（米山享範議員） 以上で管理者からのご挨拶並びに当局側の出席説明員の紹介を終わります。

日程第5 議第1号岳南排水路管理組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び岳南排水路管理組合の特別職の職員の手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（米山享範議員） 日程第5 議第1号岳南排水路管理組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び岳南排水路管理組合の特別職の職員の手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○議長（米山享範議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） それでは、議第1号岳南排水路管理組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び岳南排水路管理組合の特別職の職員の手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。

議案書の1ページから3ページ、あわせて黄色の表紙、議案参考資料の1ページから3ページをお願いいたします。本組合の議員等の費用弁償及び特別職の職員の旅費の額は、富士市の支給額に準じて定めております。富士市におきましては、本年4月より、適正な旅費支給を推進するため、一般職員のほか、議員及び特別職の職員等につきましても、日当を廃止し、それにかえて旅行諸費として、県内400円、県外800円の定額支給に改められております。本案は、これを受け、本組合の議員等及び特別職の職員におきまして

も、日当を廃止し、それにかえて旅行諸費とするため、一括で条例の一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案参考資料の1ページをお願いいたします。

第1条は、岳南排水路管理組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

こちらの改正は、議会議員、監査委員、附属機関の委員等への費用弁償の日当を旅行諸費に改めるものです。第5条第2項中、「日当」を「旅行諸費」に改めます。また、別表中、「日当」を「旅行諸費」に改め、支給額につきましては、準じます「富士市職員等の旅費に関する条例第17条に定める額」とするものです。

2ページをお願いします。第2条は、岳南排水路管理組合の特別職の職員の手当及び旅費に関する条例の一部改正であります。

こちらの改正は、管理者、副管理者の旅費の日当につきまして、旅行諸費に改めるものです。別表中、「日当」を「旅行諸費」に改め、支給額につきましては、準じます「富士市職員等の旅費に関する条例第17条に定める額」とするものです。

議案書の2ページから3ページをお願いいたします。附則でございますが、第1項は、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

第2項は経過措置に関する規定でありまして、この条例の施行前に出発する旅行については、従前のおりの取り扱いとすることを定めたものであります。

以上で議第1号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（米山享範議員） 当局の説明を終わります。

これから議第1号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第1号岳南排水路管理組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び岳南排水路管理組合の特別職の職員の手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第1号は原案どおり可決されました。

日程第6 議第2号岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（米山享範議員） 日程第6 議第2号岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○議長（米山享範議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） それでは、議第2号岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

義案書の4ページから5ページ、あわせまして、黄色の表紙、議案参考資料の4ページをお願いいたします。本案は、消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税、以下単に消費税といたしますが、合わせて10%の税率が課されることとなり、また、当該改正の施行期日は令和元年10月1日とされたことに伴いまして、岳南排水路使用料及び水質分析手数料を現行消費税8%の総額表示から10%の総額表示に改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案参考資料の4ページをお願いいたします。

第3条第6号は字句の整理でございます。

第10条は岳南排水路使用料について規定したものでございますが、第1項中「1万2,960円」を「1万3,200円」に改め、同項第1号中「11円12銭4厘」を「11円33銭」に改め、同項第2号中「1円29銭6厘」を「1円32銭」に改めるものでございます。

第17条の2は水質分析手数料について規定したものでございますが、第1項第1号中「756円」を「770円」に改め、同項第2号中「3,240円」を「3,300円」に改め、同項第3号中「3,780円」を「3,850円」に改めるものでございます。

議案書の5ページをお願いいたします。附則でございますが、第1項は、本条例の施行日を令和元年10月1日と定め、第3条第6号の規定につきましては公布の日からとするものです。

第2項は、この条例の施行の前日から継続して岳南排水路を使用している場合につきまして、本条例の施行日以後、最初に計量する使用料に適用される経過措置にかかる規定

で、これに該当する使用料の金額は、なお改正前の例によることとなります。

以上で議第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（米山享範議員） 当局の説明を終わります。

これから議第2号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第2号岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第2号は原案どおり可決されました。

日程第7 議第3号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意
を求めることについて

○議長（米山享範議員） 日程第7 議第3号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、9番中村憲一議員の退席を求めます。

（9番 中村憲一議員 退席）

本案について、管理者の説明を求めます。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○議長（米山享範議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） 議第3号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご同意を賜りたい監査委員は、議会議員のうちから選任される委員でございます。先般、市議会議員の任期満了に伴い、同時に議員のうちから選任される監査委員が欠員となっております。これにより、組合規約第11条第2項の規定により、後任委員を選任したく、ご同意を得ようとするものであります。

ご提案申しあげました富士宮市中大里813番地の5、富士宮市議会議員、中村憲一氏は、議員のうちから選任する監査委員として最も適任であると存じますので、何とぞ議員

各位のご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（米山享範議員） 説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事に関することですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって直ちに採決に入ります。

議第3号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり同意されました。

9番中村憲一議員の入場を求めます。

（9番 中村憲一議員 入場）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会臨時会を閉会といたします。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

令和元年 7月18日

臨時議長

須藤秀忠

議長

米山享範

会議録署名議員

川窪吉男

会議録署名議員

吉川隆之
